

特定施設入居者生活介護設置事前相談書の提出期限等について
(令和7年度審査分)

令和7年5月1日
埼玉県福祉部高齢者福祉課

特定施設入居者生活介護設置事前相談書に関する令和7年度審査分の取扱いについて、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1 基本的な考え方

特定施設入居者生活介護の指定を希望する施設については、「令和7年度特別養護老人ホーム等施設の整備方針」に基づき審査を行います。

(1) 対象施設

- ① 有料老人ホーム
- ② サービス付き高齢者向け住宅
- ③ 養護老人ホーム
- ④ ケアハウス

※新設の養護老人ホーム及びケアハウスは、本事前相談での選定後に、別途設立計画書の審査を受ける必要があります。

※既存の養護老人ホーム及びケアハウスが新たに指定を希望する場合及び指定数を増やす場合は今回の受付とは別に相談に応じます。ただし令和8年度に埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を希望する場合は、令和7年9月30日（火）までに相談書を提出してください。

2 今後のスケジュール

(1) 事前相談

令和7年6月2日（月）～令和7年7月4日（金）

※必ず事前相談を受けてください。

事前相談は予約制としています。必要書類が整っていることを確認した上で、相談日時を電話で予約してください。

高齢者福祉課 施設整備担当（電話048-830-3260）

(2) 事前相談書の提出期間

令和7年7月7日（月）～令和7年7月18日（金）

※事前相談後の書類は、電子データ（紙でも可）で提出してください。

提出先：a3240-27@pref.saitama.lg.jp

(3) 選定結果の公表

令和7年9月（予定）